

スタートアップ支援 他市制度

【資料3-3】

自治体	鎌倉市（現在はスタートアップ制度なし）	藤沢市	平塚市	神奈川県
名称	市民活動団体と市による相互提案協働事業	ミライカナエル活動サポート事業	平塚市市民活動推進補助金	かながわボランティア活動推進基金21
コース	市民活動団体と市の協働	スタート支援コース	入門コース	ボランティア活動補助金
内容	市と市民活動団体が、お互いの特性を生かし、協働して社会課題や地域課題の解決に取り組むことで、新しい地域社会の形成を目指していく	市民活動団体の立ち上げから立ち上げ間もない団体を主な対象団体とし、活動のスタートや団体の育成などを通じて未来の目標に向けて有効な提案をする団体をサポートするコース	より多くの市民活動が活発に展開され、平塚市を魅力と活力のあるまちにしていけるため、補助金の交付によって市民活動を支援する制度	地域や社会の課題解決に向け、ボランティア団体等が取り組む事業を支援する制度
対象事業	・市内で実施される公益的な事業であり、市民活動団体と市が協働して取り組むことにより、地域や社会の課題の解決につながる（新たな施設整備を中心とした事業を除く）	・藤沢市内で実施され、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業で公益性があること	・平塚市内で行われる公益的活動・事業	・市民が主体的に社会に参画し、地域や社会の課題の解決に取り組む事業
	・市民サービス向上のために、具体的な効果や成果が期待できること	・将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること		・基金21の補助金の交付を受けることで、当該ボランティア団体等の会員・利用者の増加や、理解者・協力者の拡大が見込まれ、組織の運営基盤の整備や、当該事業の安定。継続、発展につながることを期待できる事業
	・市民活動団体と市の役割分担が明確かつ妥当であり、協働による相乗効果が期待できること	・受益者が想定でき、継続的な観点をもって、具体的な手法や実施内容が明確にイメージできていること		・県の取り組みの推進や市民社会の発展に向け、強い推進力となることを期待できる事業
	・市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした新たな視点を有すること	・予算の適正が適当であり、事業を提案した団体が当該事業を実施すること		・モデル性を有し、かつ広く社会や他のボランティア団体等の活動に影響を与えるなど波及性が見込まれる事業
	・予算の見積等が適正であり、提案した市民団体が実施すること			
対象団体	・市民活動センターに登録	・設立から3年未満の市民活動団体	・営利を目的としない団体	・不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組むボランティア団体
	・市内に活動拠点または連絡場所があり、公益性及び公開性を有する団体	・3人以上の市民	・公益的な活動を行うことを目的とした団体、又は地域住民により自主的に組織された、地域住民の親睦と福祉の増進や、地域課題の解決を図ることを目的とした団体	・県内で活動を行っていること
	・代表者を含め3人以上の役員、かつ構成員に5人以上の市民	・規約があること	・活動拠点が平塚市にあること	・継続した活動が期待されること
	・1年以上継続した活動を行っている	・提案事業について他の補助金等を受けていないこと	・主として個人としての市民により組織された団体であること（ただし、市民活動団体により構成された団体については可）	・基金21の支援を受けることで、組織の運営基盤が整備され、安定的、継続的な事業運営を行っていくことが期待されること
	・会則、規約に基づき運営され、予算、決算を適正に行っている		・5人以上の会員がいること。その内3人以上は平塚市民であること。	・法人や法人格を持たない団体にあっても、市民の発意に基づき設立されたものであって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業を主たる事業として実施していること
・市内に事務所を置いている特定営利活動法人				
補助額上限	30万円	20万円	10万円	150万円（経費の1/2以内）
回数	規定なし	1回	1回	相談
実施年度	単年度	単年度	単年度	3年
				※年度ごとに継続申請書を提出し、審査を受けた上で継続の可否が判断される（継続が約束されるものではない）
実施期間	4月～翌年3月（12か月）	10月～翌年5月（8か月）	4月～翌年3月（12か月）	4月～翌年3月（12か月）
選考団体数	-	4団体程度	総額50万円以内	-
賃借料	×	×	×	○ ※事務所研修を実施するなど事業に直接要すると認められるものに限る
構成員への賃金	△ ※事業に直接要すると認められるものに限る	×	×	○
選考	書類・4者協議・プレゼン	書類・プレゼン	書類・プレゼン	書類審査（幹事会）・プレゼン（審査会）
評価	事業報告書の提出・事業報告会	中間報告会の実施（進捗状況の相談）、事業報告の提出	中間ヒアリング、実績報告書提出、活動報告会	実績報告書等の提出
その他	・市民活動団体への効果 →自らの社会的使命の効果的な実現、その組織の財政的基盤や活動能力の向上、団体への社会的評価の向上	・単発で継続性が見込めない事業は不可		・過去に基金21の交付を受けた既存事業そのまま、又は既存事業を含む形での応募は認められない
	・行政への効果 →行政サービスの最適化・効率化、行政サービスのスリム化、職員意識の改革、情報の共有	・伴走支援講座（年2～3回）に無料で参加可能		・基金21事業を行ってきた団体が相互に連携・協力しながらその活動を社会に発信する場を設けている（かながわボランティアフェスタ）
	・市民への効果 →ニーズの満足度の向上、行政活動への参加による自己実現	・個別相談会（年2回）に参加可能		
財源	市の財源から支出	市の財源から支出	ひらつか市協働のまちづくり基金 ※市は当初2千万円積立	かながわボランティア活動推進基金21 ※県所有債権約100億を原資とし運用益等を活用